

岩手県野球協会表彰審査委員会規程

(設置)

第1条 岩手県野球協会（以下「協会」という。）傘下の郡市野球協会の個人又は団体で、チーム、役員、審判員として登録し、本県野球の振興に顕著な功績があった者や全国大会等で優秀な成績を収めたチームを表彰審査するため、表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(委員会)

第2条 委員会は、協会理事会において選任された10名以内の委員をもって構成し、委員は、岩手県野球協会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- 2 委員の任期は、協会役員の任期による。
- 3 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選とする。
- 4 委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員長は、委員会の会務を統括し、会議の議長となる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 7 委員会の協議事項は、出席者の過半数をもって決定する。

(表彰の種類)

第3条 表彰は、次の5種類とする。

- (1) 功労賞
- (2) 栄光賞
- (3) 長澤正夫賞
- (4) 特別賞
- (5) 特別表彰

(表彰の贈与区分)

第4条 表彰贈与の区分は、次のとおりとする。

- (1) 功労賞・・・本県野球の振興に顕著な功績があった個人又は団体に贈与する。
- (2) 栄光賞・・・各種全国大会及びこれに準ずる大会において、優勝する等顕著な活躍をし、優秀な成績を収めたチームに贈与する。
- (3) 長澤正夫賞・・・野球審判員として野球振興の功績があるとともに技術が優秀で、グランド・日常生活においても他の模範となる者に贈与する。
- (4) 特別賞・・・野球の振興に貢献又は尽力し、会長が特に必要と認めた個人又は団体に贈与する。
- (5) 特別表彰・・・協会役員等が叙勲等を受章した場合は、その栄誉を讃え記念品を贈呈の上、特別表彰する。

(表彰条件)

第5条 表彰の条件は、次のとおりとする。

- (1) 功労賞及び長澤正夫賞は、単年度において重複しないものとする。
- (2) 功労賞の表彰は、単年度において6名以内、及び長澤正夫賞の表彰は、10名以内の

選考とする。

- (3) 郡市野球協会長からの功労賞及び長澤正夫賞の被表彰候補者の推薦に当たっては、年度による連続推薦は、原則として避けるものとする。
- (4) 功労賞（団体を除く。）又は長澤正夫賞の被表彰候補者の年齢は、当該年度 4 月 1 日現在で、おおむね 60 歳以上とする。
- (5) 長澤正夫賞の被表彰候補者の審判歴は、15 年以上とする。

(被表彰者の推薦)

第 6 条 表彰を受けようとする個人及び団体の推薦は、次によるものとする。

- (1) 委員長及び各郡市野球協会長は、第 4 条の区分により被表彰候補者を選び、毎年 11 月末までに会長に推薦書を提出しなければならない。
- (2) 推薦書の提出に当たっては、協会をはじめとする郡市野球協会の功績等を記入するものとする。
- (3) 被表彰候補者は、岩手県野球協会登録基準（以下「基準」という。）による、登録及び登録料を納入している者とする。ただし、この基準によることができない場合の取り扱いについては、委員会で協議する。

(表彰審査)

第 7 条 委員会の表彰審査は、第 4 条の贈与区分及び第 5 条の表彰条件をもって選考を行う。

(表彰期日)

第 8 条 表彰贈与の期日は、毎年定時に開催される評議員会までに、贈与する。

(特別措置)

第 9 条 特別な表彰の措置を必要とするときは、委員会において決定し、会長に具申するものとする。

(他団体への推薦)

第 10 条 他団体等への表彰等の推薦については、委員会において審議決定し、理事会の承認を得るものとする。

(被表彰者が死亡した場合等の措置)

第 11 条 この規程によって被表彰者と決定になった者が、表彰前に死亡した場合等の表彰については、その遺族に贈与するものとする。

(補則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って、別に定める。

附 則

この規程は、平成 14 年 3 月 14 日から施行する。

(平成 18 年 12 月 16 日 一部改正)

(平成 24 年 2 月 26 日 一部改正)